



連載「前理事長・山崎省吾の野望－その1」

「兵庫県弁護士会消費者保護委員長になりました」

副理事長 山崎省吾

1, 平成30年4月1日から、兵庫県弁護士会の消費者保護委員長になりました。

前任者は、井上伸弁護士（伊丹・北摂中央法律事務所）で、山崎よりも20歳以上若い委員長でしたから、一挙に先祖返りをしました。私は、藤掛伸之・兵庫県弁護士会長よりもだいぶ年上ですから、山崎が消費者保護委員長になるのは大変異例なことなのです。

2, また、普通、副委員長は5, 6名くらいですが、今回は15名を選任しました。当ひょうご消費者ネットの理事長の鈴木尉久さんも事務局長の上田孝治さんも検討委員の北村拓也さんや友久康弘さんも副委員長なのです。前の委員長の井上伸さんも副委員長に残ってもらいました。ベテランの内橋一郎さんや消費者契約法の論客の北村純子さんもそうです。あと、辰己裕規さん、吉田哲成さん、佐藤進一さん、曾我智志さん、浦本真希さん、安田孝弘さん、重村禎昭さん、木村祐介さんの15人です。多士済々です。かなり多くの方が以前にこの委員会の委員長を務めた方ばかりです。年長のベテランの副委員長と若い副委員長にいっしょに入ってもらって、彼らには「出席率80%」を課しました。わいわいがやがやと楽しくやっていくつもりです。

3, 施政方針としては、毎回、ゲストを呼んでプレゼンテーションをします。すでに当ネットの鈴木理事長と金山専務理事には「ひょうご消費者ネット」からのプレゼンをしていただきました。また6月は、兵庫県消費生活課と兵庫県立神戸生活創造センターからのプレゼンで、7月は山崎省吾の委員長としての思いを伝え、8月は大阪の国府泰道弁護士からの「日弁連消費者問題対策委員会の内実について」、10月は当ネットの理事でもある、大森節子・内閣府消費者委員に「内閣府消費者委員会の内実など」を話して頂き、他には最近退任された川口消費者庁次長と交渉中ですし、兵庫県選出の国会議員にもプレゼンを要請しています。多くの消費者保護勢力と交流して、彼らの話を若い委員に聞いてもらいたいと思います。行政、消費者団体、弁護士会や司法書士会、学者、政党、良心的企業団体と連嶺・連動することが今後は大事だと思っているからです。

- 4, そのために、まずこの5月には「地域で防ごう消費者被害 in ひょうご」を弁護士会で開催しました。池本誠司・埼玉消費者被害をなくす会代表の基調講演のあと、警察や行政や高齢者団体からの報告がありました。さらには、濱村進代議員、伊藤孝江参議院議員、熊野正士参議院議員が参加しました。兵庫県の各勢力からの報告だけではなく懇親会も盛上がりしました。
- 5, 弁護士が兵庫県の消費者問題の核となり諸勢力を結ぶ糊の役割を果たしたいと思っています。そのために、高齢者ながら（もうすぐ65歳です）、山崎省吾が消費者保護委員長になったわけです。あと2年間頑張ります。そして、不招請勧誘規制と消費者団体への国の助成を勝取って、消費者が自立してきちんと発言できる世の中を実現したいと思っています。
- 6, その計画を連載させていただこうと思います。昨年まではこの通信で、「理事長の言葉」シリーズを話させていただきましたが、今回からはもうちょっと広い立場でお話しする機会を与えて頂きたいと思います。
- 7, なお、これにともなって、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会の副委員長職兼消費者行政部会長職はこの5月末をもって退任いたしました。ただし、そのあと2年間は平委員として日弁連に残ります。全国からの視野と兵庫県からの視野と両方とも視野から消費者保護のためにおはなしさせていただきたいと思います。

以上



民法改正のポイント

－第3回 消滅時効について－

理事長 鈴木 尉久

今回は、民法改正で大きく変更のあった消滅時効を取りあげます。時効に関する経過措置を定める附則10条4項は、施行日前に生じた債権の消滅時効の期間は従前の例によるとしてしています。したがって、改正法施行後に発生した債権が、施行前に発生した債権よりも先に時効消滅する逆転現象が生じることがあります。

第1 時効期間について

1 消滅時効の概念と趣旨

消滅時効は、権利不行使の状態が一定期間継続することにより権利消滅の効果を生ずる制度です。

その趣旨は、①永続的事実状態をそのまま保護することにより社会の法律関係の安定をはかること、②永続的事実状態が真実の法律関係に合致していることが多いことを前提に古い事実についての立証の困難を救済すること、③永続的事実状態がたまたま真実の法律関係に一致していなくても、権利の上に眠れる者は保護に値しないこと、にあるとされています

2 改正民法166条（債権等の消滅時効）

債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する

- 一 債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき。
- 二 権利を行使することができる時から10年間行使しないとき。

3 主観的起算点からの短期消滅時効

債権は、債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間で時効消滅します。

「権利を行使することができることを知った時」とは、権利行使が事実上期待可能となった状況のもとで、権利が発生した原因について認識するとともに、権利を行使する相手方（債務者）についても認識した時であると解されます。

職業・業種別の複雑な短期時効期間（1年～3年）及び商行為によって生じた債権についての商事時効（5年）については、廃止されます。

4 客観的起算点からの長期消滅時効

債権は、権利を行使することができる時から10年間で時効消滅します。

長期消滅時効は、権利を行使することができる時から進行します。「権利を行使することができる時」とは、単にその権利の行使につき法律上の障害がないというだけでなく、さらに権利の性質上、その権利行使が現実に期待のできるものであることをも必要と解されています（最判平成8年3月5日民集50巻3号383頁）。

5 人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効

債務不履行による損害賠償であると不法行為による損害賠償であるとを問わず、生命・身体の侵害による損害賠償請求権の時効期間は、債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間、権利を行使することができる時から20年間に延長されます。生命・身体の侵害による損害賠償請求権は他の債権よりも保護の必要性が高く、実際上も被害者にとって迅速な権利行使が困難な場合があるためです。

第2 時効の完成猶予及び更新

1 概念

時効の更新とは、時効の基礎となる永続的事実状態を覆すような事実が発生した場合にそれまでの時効期間の進行を無意味にし、再度あらたに時効期間が進行する制度をいいます。現行法では中断と言っています。

時効の完成猶予とは、一定の事由が生じた場合に、一定期間が経過するまで時効の完成を延長する制度をいいます。現行法では時効の停止と言っています。

2 種類

時効の完成猶予・更新事由としては、①裁判上の請求等、②強制執行等、③仮差押など、④催告、⑤協議を行う旨の合意、⑥承認があります。

条 文	種 類	完成猶予事由	更新事由
147条（裁判上の請求等）	裁判上の請求	訴状等の提出	裁判の確定
	支払督促	申立書の提出	支払督促の確定
	即決和解・調停	申立書の提出	和解・調停の成立
	破産・再生・更生 手続参加	債権届出の提出	権利の確定に至り、手続終了
	上記全部		権利未確定のまま手続終了の場合はその6か月後から時効期間が再進行

148条（強制執行等）	強制執行	申立書の提出	手続の終了
	担保権の実行		
	形式的競売		
	財産開示手続		
	上記全部		
149条（仮差押え等）	仮差押え	申立書の提出～手続終了後6か月	更新はしない
	仮処分		
150条（催告）	催告	催告到達～催告到達から6か月	更新はしない。猶予期間中の再度の完成猶予は無効。
151条（協議を行う旨の合意）	協議を行う旨の合意	書面による合意時～合意期間（最長1年）又は拒絶通知から6か月	更新はしない。再度の完成猶予は5年を限度に有効。
152条（承認）	権利の承認		承認

3 注意を要する時効の完成猶予・更新事由

(1) 催告

催告とは、債権者が債務者に対して債務の履行を要求する意思の通知をいいます。

催告は時効完成猶予の効果しか持たず、6ヵ月内に裁判上の請求その他の更新効がある手続がとられないときは、時効が完成してしまうこととなります。催告は、時効の完成を6ヵ月遅らせるために内容証明郵便によってなされることが実務上は多いです。

(2) 権利の承認

権利の承認とは、時効の利益を受けるべき当事者が権利者に対して権利の存在を知っていることを表示する観念の通知をいいます。権利の承認には時効更新効があります。

弁済猶予の懇請・担保の供与・利息の支払・代金減額の交渉・代金の一部支払などは原則として権利の承認に該当します。

(3) 協議を行う旨の合意

権利についての協議を行う旨の合意が書面でなされたときは、時効完成猶予効が生じる。

時効の再進行時期は、合意書面で定めた時期の経過時（1年が最長）又は拒絶通知が到達したときから6か月の経過時です。時効完成猶予期間中の再度の協議を行う旨の合意は、本来の時効期間満了より5年を限度に時効完成猶予効を有します。催告による時効完成猶予期間中の協議を行う旨の合意、又は、協議を行う旨の合意による時効完成猶予期間中の催告は、いずれも時効完成猶予効を有しないこととなります。

2018年度 通常総会報告

6月30日(土)、神戸市教育会館にて、第12回ひょうご消費者ネット通常総会を開催しました。始めに、兵庫県企画県民部県民生活局消費生活課の木村晶子課長さまよりご挨拶を賜り、今後の消費生活課の進むべき方向、消費者団体との連携についてもお話いただきました。

総会では、茂木昌子司法書士(当会検討委員)が議長を務め、総会議案の提案が各担当者から発表されました。票決権総数132票のうち出席及び委任状票決件数は71票で、以下のとおりの票決となりました。

第1号議案：平成29年度 事業報告の件	賛成多数で承認可決
第2号議案：平成29年度 収支決算報告の件	賛成多数で承認可決
第3号議案：役員選任の件	賛成多数で承認可決
第4号議案：定款変更の件	賛成多数で承認可決
第5号議案：役員報酬規程の件	賛成多数で承認可決

報告 金山順子

総会ミニシンポジウムについて

先日(6月15日)公布された改正消費者契約法について、北村純子弁護士(当会会員)より解説を賜った。本総会に先立つ直近の話題であり、また当会にとって深く関係する話題だけに、時宜に合ったお話であった。



北村純子弁護士

お話は、本法改正の論点を示す内閣府消費者委員会消費者契約法専門調査会「報告書(平成29年8月)」(以下「報告書」という。)及び内閣府消費者委員会「答申書・付言(平成29年8月8日)」、並びに第196回国会衆議院消費者問題特別委員会における「改正消費者契約法に対する修正決議」及び参議院消費者問題特別委員会の「改正消費者契約法に対する附帯決議を資料にすすめられた。併せて改正消費者契約法成立に関する「日弁連会長声明」が紹介された。



今回の法改正に至るには、関係者の皆様の並々ならぬご努力があったものと思う。上記の国会決議にもその点が窺える。しかしながら、以上の資料を見て解ったことだが、本法の課題は尚も数多く積み残されている。契約取消の対象となる困惑類型として創設された第4条第3項の第3号及び第4号に枕詞のように述べられている「社会生活上の経験が乏しいことから」という法律要件もそのひとつである。当該要件については兵庫県弁護士会の会長声明はじめ「削除すべき」との多くの意見が寄せられていたと思う。この点については、今後、消費者庁や弁護士会から逐条解説書が発行されるというお話だったので、注目したい。

また、上記「報告書」に示された「今後の検討課題」についてもその実現が強く望まれる。引き続き、自己の立場でできることに注力していかなければならないと思った。

ひょうご消費者ネット会員 岡本啓文

理事就任のごあいさつ

田中 浩太郎



6月30日の「ひょうご消費者ネット第12回通常総会」で理事に選任されました兵庫県生活協同組合連合会の田中浩太郎です。兵庫県生協連合会は、県内33の会員生協からなる連合会組織で、『協同が息づく兵庫のまちづくり』をスローガンに、生協間はもちろん、行政や社会福祉協議会、NPOや地域の諸団体、さらには県内のさまざまな協同組合と一緒に、安心して暮らせる地域社会づくりを目指す取り組みを行っています。ひょうご消費者ネットの目指すものと、兵庫県生協連の理念や目標は重なりあっていると感じています。

この間、ひょうご消費者ネットと兵庫県生協連は「ひょうご消費者セミナー」を共催するなど、消費者トラブルをはじめ、様々な社会的課題解決につながる消費者啓発に努めています。しかし、悪質商法や詐欺等による消費者被害は、少子超高齢社会の進行とも相まって、ますます深刻な問題として広がっています。今後の成人年齢引き下げによる若年層の被害拡大も懸念されるところです。

解決のためには、行政や諸団体が、もっともっと連携（ネットワーク）して取り組んでいくことが不可欠です。私は、生協から参加させていただき以上、より一層の連携強化と、「適格消費者団体」への消費者理解や活動内容の認知度向上、そして「ひょうご消費者ネット」の目標達成に向け、少しでもお役にたてるよう、精一杯努めていく所存です。どうぞよろしくお願いいたします。



理事就任のごあいさつ

上田 孝治



本年度から、ひょうご消費者ネットの理事に就任いたしました
弁護士の上田孝治と申します。

「新理事に就任」と言っても、これまでは、事務局長として、各種事務処理の司令塔かつ雑用係をしてきましたので、自分としても周りから見ても目新しさがあるわけでは全くありません・・・。

ここ数年間は、事務局長として、ひょうご消費者ネットの事務的な課題を洗い出し、各課題を財政的な制約がある中で解決すべく、少しずつではありますが取り組んできました。そのおかげかどうかは分かりませんが、数年前に事務局長に就任したときと比べれば、2人の事務局の活躍・尽力に支えられながら、事務処理体制ははるかに安定的なものとなり、私がいなくてもいろいろなことがスムーズに進むようになっていきます。

ですので、私個人としては、このたび理事に就任したことをきっかけにして、事務処理といういわば「守り」の活動ではなく、ひょうご消費者ネットによる積極的かつ対外的な活動の充実に取り組んでいきたいと思っています。

ひょうご消費者ネットは、そこに集う方々も、活動内容も大変個性的で、全国の他の適格消費者団体とはひと味違った魅力を持つ団体です。そういう魅力をより高め、かつ多くの方に伝えることができるように、私としても、多くの消費者や、消費者被害救済に関わる皆様に直接つながる「目に見える活動」をしていきたいと思っています。



リレートーク

ラグビーワールドカップ（W杯）が来年、日本で開催されます。神戸会場の4試合のチケットは既に入手済み。長年のラグビーファンとしては今から楽しみで仕方ありません。

そう思えるのも、前回大会で、優勝候補の南アフリカ代表に「スポーツ史上最大の番狂わせ」と言われた歴史的勝利を取めたからです。それまでの日本代表はというと、7回連続でW杯出場したものの成績は1勝21敗2分け。1995W杯のNZ戦は145：17で屈辱的な惨敗。強豪に勝つどころか、互角に戦うことすら叶いませんでした。

それがどうして？ 勝利に導いたエディ・ジョーンズ監督の話の中でとても印象に残ったことがあります。

就任直後、「自分の強みは何？」と聞いても皆な判で捺したように自分のできないことをあげる選手たちを見て、「革命」を起こすためには、この発想法を変えねばと思った。そのために、「世界のトップ10に入る」を目標に、世界一厳しいトレーニングで「強み」を磨き、実戦を通して「どうせ勝てない」という負け癖を克服し、自分自身で「どうやったら勝てるか」を考えて判断できるように鍛え抜いた。あの勝利は、選手一人ひとりが自分の「強み」を伸ばして身体も心も成長させた結果の必然だという話です。

そう言えば、私たちは「出る杭は打たれる」ので空気を読んで同調しがちだし、「能ある鷹は爪を隠す」を良しとする傾向があります。だから自分の強みについて考えたり、他人と競争して自分の比較優位に気付くという経験に乏しいのかもしれませんが。

ラグビーに限らず、様々な分野で世界と競争せざるを得ない時代には、自分の強みを磨いて活かすことが一層大事になると気付かされた思いです。

ラグビーを表現する言葉に「ONE FOR ALL, ALL FOR ONE」があります。ポジションによって体の大きさも役割も違う15人が全力を出してチームの勝利のために戦うからです。

日本のラグビーはやっと世界から一目置かれる立場になりましたが、ホスト国として迎える2019W杯がまさに正念場です。初の予選リーグ突破に向けて、皆で応援しましょう。

ひょうご消費者ネット会員 有澤光代



特定非営利活動法人
ひょうご消費者ネット